

広島土砂災害と土砂災害防止法の改正

平成27年1月29日

国土交通省 水管理・国土保全局

砂防部 砂防計画課

平成26年8月豪雨 広島市の土砂災害

観測史上最大の降雨※が記録された広島市を中心とした猛烈な雨により甚大な土砂災害が発生。

多数の沢から土石流が同時多発的に発生し人家を破壊。

※安佐北区三入で、1時間降水量101mm、3時間降水量217.5mmを観測

一般被害の概要 (広島県)

死者	74名
全壊	133戸
半壊	122戸



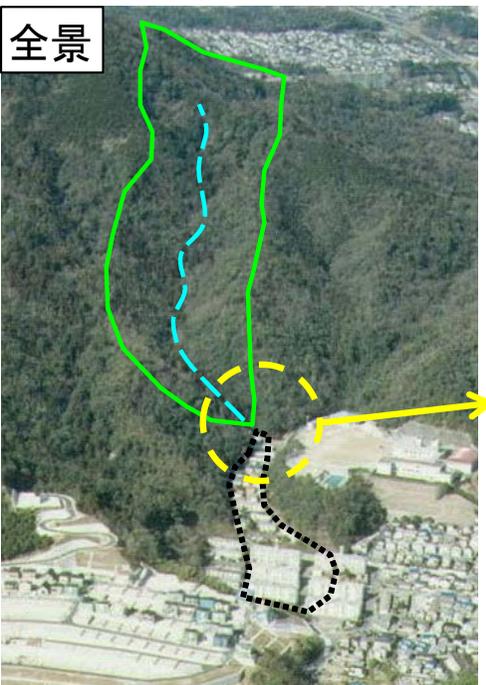
みどりい やぎ
緑井・八木地区

→ : 人的被害が発生したと思われる土石流

砂防堰堤の整備状況と施設効果

今回被災した八木地区近傍の大町地区では砂防堰堤が整備されており、土石流を捕捉し人家27棟等への被害を防止した。

八木地区(別所川)においても、工事中の砂防堰堤が下流の被害を軽減し、人命を守るなど、効果を発揮した。

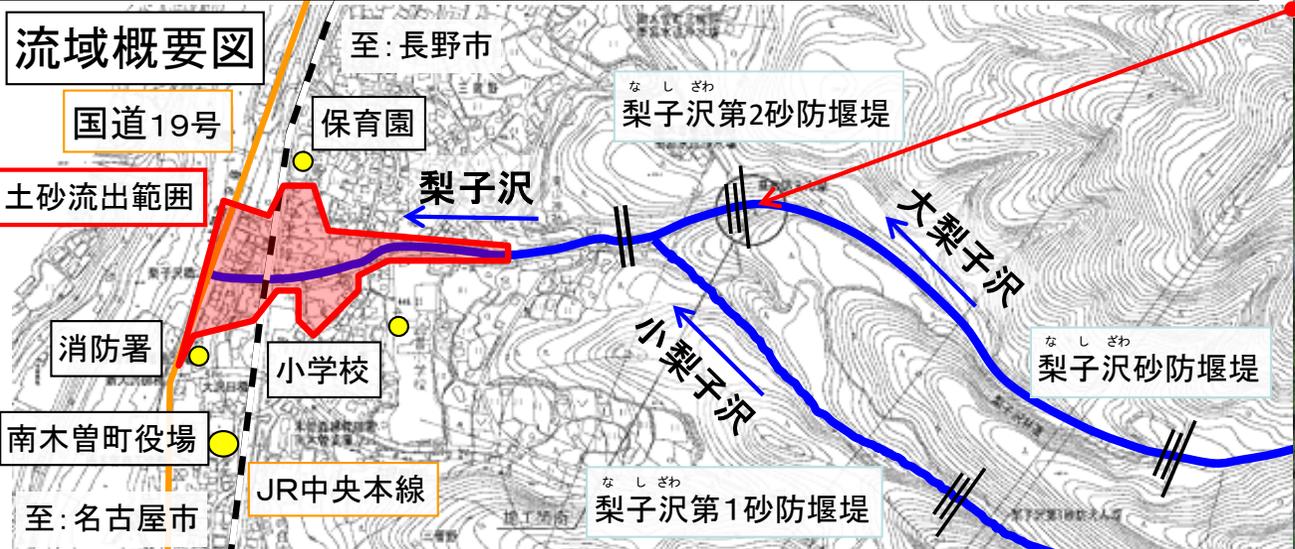


八木1号砂防堰堤 (土石流発生直後)



平成26年台風第8号による南木曾町の土砂災害

梨子沢上流(大梨子沢)において、砂防堰堤が土石流を補足し、下流の被害を軽減した。



平成25年10月台風26号による伊豆大島の土砂災害

表層崩壊が多数発生し、泥流が流下したが、島内に整備された砂防設備が土砂と流木を捕捉した。

ながさわほんせんたいせきこう
長沢本川堆積工



尾根を泥流が乗り越える

尾根

土砂堆積

尾根

おおかなさわしせんたいせきこう
大金沢支川堆積工



おおかなさわほんせんたいせきこう
大金沢本川堆積工



やえさわさほうえんてい
八重沢砂防堰堤



やえさわたいせきこう
八重沢堆積工



土砂災害防止法[※]の一部を改正する法律の概要

背景

※ 正式名称は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」平成26年11月12日成立

- 基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない地域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わって
いなかった。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合があった。

方向性

◆土砂災害の危険性のある
区域を明らかにする。

◆円滑な避難勧告等の発令
に資する情報を確実に提
供する。

◆土砂災害に対する安全な
避難場所の確保等、避難
体制を充実・強化する。

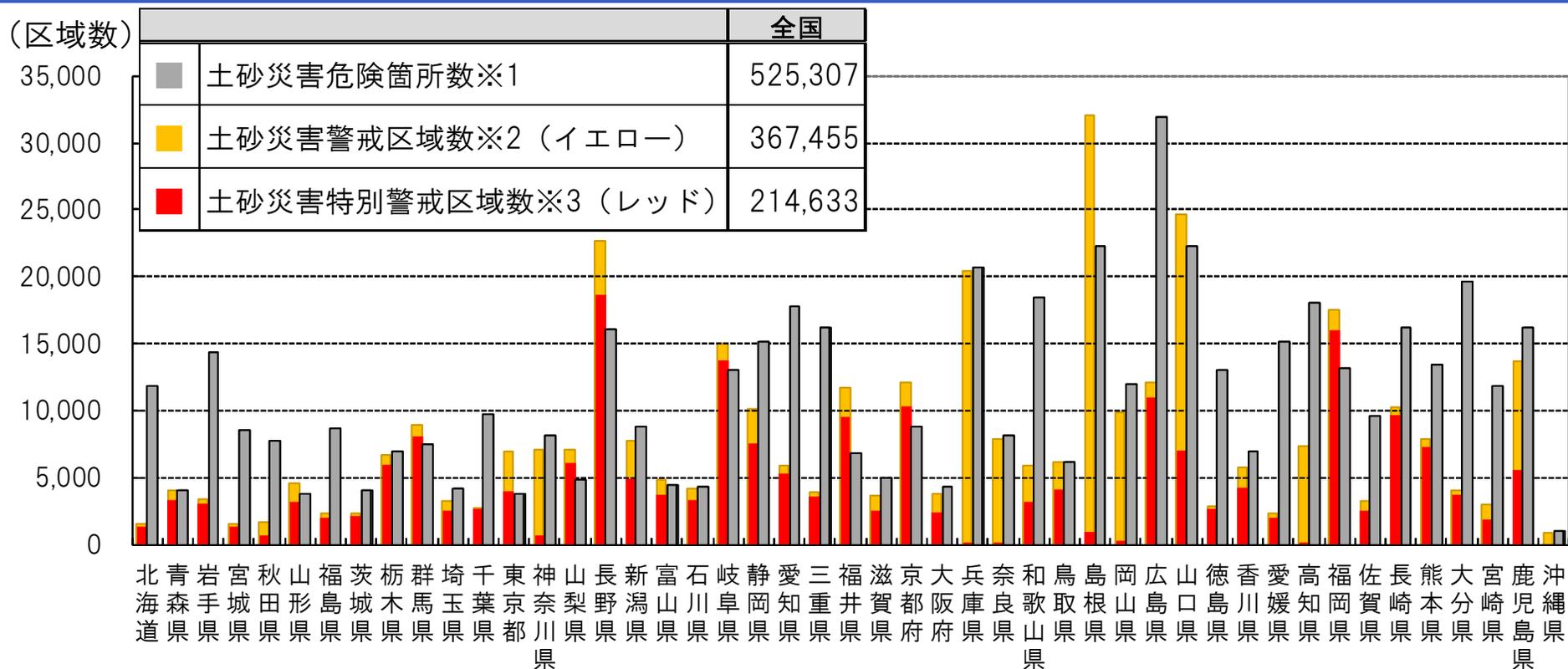
法律の概要

- 基礎調査結果の公表の義務付け
- 基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求
→住民に土砂災害の危険性を認識していただき、防災意識を高揚
→基礎調査の実施及び警戒区域等の指定を促進
- 土砂災害警戒情報を法律上に明記
- 都道府県に対し、市町村への通知及び一般への周知を義務付け
→土砂災害警戒情報に基づく、迅速な避難勧告等の発令
- 市町村地域防災計画において、土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項等を定める
- 市町村地域防災計画において、社会福祉施設、学校、医療施設等に対する情報伝達等を定める
→安全な避難場所・避難経路の確保や高齢者、子供にも配慮した避難体制の
充実・強化
- 国土交通大臣による都道府県、市町村への助言、情報の提供等の援助
→都道府県が行う警戒区域等の指定、市町村が行う避難体制づくり等を支援

土砂災害警戒区域等の指定状況

(平成26年12月末時点)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、青森県・山梨県・福岡県、群馬県の4県。
- 土砂災害警戒区域の指定が完了した都道府県は、福井県・山口県・栃木県の3県。



- ※1. 土砂災害危険箇所 (法的な位置付けはなし:平成14年度公表) <1/25,000の地形図より抽出>
土砂災害を防止する事業実施の必要な箇所を把握するため、国土交通省の依頼により都道府県が調査を実施したもの。
- ※2. 土砂災害警戒区域 (イエロー:警戒避難体制の整備) (土砂災害防止法) <1/2,500の地形図より抽出>
土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。
- ※3. 土砂災害特別警戒区域 (レッド:開発行為に対する規制) (土砂災害防止法)
土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

基本指針の主な変更点①

土砂災害防止法改正事項

◆災害の危険性のある区域の明示

●基礎調査の結果の公表義務付け

●警戒区域の指定等に関する国からの助言や情報提供等

●区域指定のための基礎調査が遅れている都道府県等への是正要求

基本指針の主な変更点

◆基礎調査

- 基礎調査結果の公表については、警戒区域等に相当する範囲を示した図面により実施
- 都道府県等のホームページ、掲示板の活用、各戸配布など様々な手法により周知

- 公表後には、区域指定の手続きを速やかに進めるとともに、避難体制の検討に早期に着手

- おおむね5年程度で基礎調査を完了させることを目標として、都道府県は実施目標を設定
- 国は、都道府県に対し、財政面、技術面などの支援を実施
- 都道府県は定期的に進捗状況を国に報告し、国は実施目標及び進捗状況を公表
- 基礎調査がおおむね5年程度の目標から大幅に遅れる場合などには是正の要求を実施

土砂災害警戒情報の発表状況(平成26年の死者の生じた災害)

○平成26年に死者を出した土砂災害8件中
7件において土砂災害警戒情報が事前に発表

被災箇所 (災害形態)	死者数	発生日時	土砂災害 警戒情報	避難勧告等情報		備考
			発令日時	避難準備 避難勧告 避難指示	発令日時	
長野県南木曾町 (土石流)	1名	7月9日 17時40分頃	7月9日 18時15分	避難勧告	7月9日 17時50分	三留野
山口県岩国市 (がけ崩れ)	1名	8月6日 5時30分頃	8月6日 4時5分	避難勧告	8月6日 8時2分	新港町
兵庫県丹波市 (がけ崩れ)	1名	8月17日 3時00分頃	8月17日 0時20分	避難勧告	8月17日 2時00分	市島町
石川県羽咋市 (がけ崩れ)	1名	8月17日 6時30分頃	8月17日 5時15分	—	—	滝上町
広島県広島市 (土石流等)	74名	8月20日 3時30分頃	8月20日 1時15分	避難勧告	8月20日 4時15分	広島市※
北海道礼文町 (がけ崩れ)	2名	8月24日 13時10分頃	8月24日 10時20分	避難勧告	8月24日 16時50分	船泊村
神奈川県横浜市 (がけ崩れ)	1名	10月6日 10時50分頃	10月6日 7時10分	—	—	中区
神奈川県横浜市 (がけ崩れ)	1名	10月6日 10時30分頃	10月6日 8時10分	—	—	緑区

※ 広島市安佐北区には4時15分、安佐南区には4時30分に避難勧告が発令されました。

基本指針の主な変更点②

土砂災害防止法改正事項

◆避難のための情報の提供

- 土砂災害警戒情報を法律上に明記
- 都道府県による土砂災害警戒情報の市町村への通知、一般への周知を義務付け

- 市町村長は、避難勧告等の解除にあたり、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、助言を求めることができる

基本指針の主な変更点

◆土砂災害警戒情報

- 実績降雨量におおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が基準に達したときに、都道府県と気象台が連携して、土砂災害警戒情報を発表
- 市町村長に対し、ファックス、電子メール、電話等により確実に通知
- テレビ、ラジオ、インターネット等により一般への周知
- 土砂災害警戒情報の発表単位の細分化を検討

◆避難勧告等の発令

- 土砂災害警戒情報が発表された場合、市町村長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする
- 国、都道府県は、メッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報を時系列で提供するとともに、きめ細かな雨量予測等の情報も市町村に提供
- 市町村長は、提供されたメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に避難勧告等を発令

◆住民がとるべき行動の周知

- 避難勧告等が発令された場合、危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことが必要
- 状況に応じた適切な判断を住民自身が行えるよう、日頃から土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識を普及啓発

◆避難勧告等解除の際の助言

- 市町村に対し、保有するリアルタイム情報や災害に関する知見等から助言
- 大規模災害後は、TEC-FORCEや専門家を派遣

避難場所・避難経路が危険な区域に存在する例



<基礎調査の結果を図示したもの>



<土砂災害警戒区域等が指定済の地域>

基本指針の主な変更点③

土砂災害防止法改正事項

◆避難体制の充実・強化

- 市町村地域防災計画への避難場所・避難経路等の明示
- 避難訓練の実施に関する事項を明示
- ハザードマップへの避難場所・避難経路等の明示
- 市町村地域防災計画への社会福祉施設、学校、医療施設等に対する情報伝達等の明示

基本指針の主な変更点

◆避難体制

- 土砂災害に対する安全性が確保された避難場所・避難経路を選定
- 土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施
- 電子地図の提供等ハザードマップの作成を支援
- 都道府県はハザードマップの作成状況を報告し、国は公表を実施
- ハザードマップを活用した実践的な防災訓練や防災教育を行うことで、正確な知識を普及
- 要配慮者利用施設の立地状況・ハード対策の実施状況の把握及びそれを踏まえた取組を実施